

はじめに、環境に関する伊勢市及び国際的なトピックスをご紹介します。

【持続可能な開発目標(SDGs)】

2015（平成27）年、国連サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

SDGsは「誰も取り残さない」という理念のもと、2030年を目標年度とした17の目標、169のターゲットを設定しています。目標達成のためには、発展途上国も含めた全ての国が、様々な関係者と協力して取組を進めることが求められており、自治体レベルでも取り組んでいく必要があるとされています。



■ SDGsのロゴ
出典：国際連合広報センター

【「パリ協定」の発効】

2015（平成27）年12月に気候変動枠組条約の下で2020年以降の温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」が採択され、2016（平成28）年11月に発効しました。

「パリ協定」は、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準と比べて2℃より十分に下回るよう抑える」を目標に掲げ、先進国・新興国・途上国を含むすべての国が地球温暖化対策に取り組むことを約束したものです。

【2050年カーボンニュートラルとゼロカーボンシティいせ】

パリ協定採択以降、世界各国は、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、森林等による吸収量を増やすことで、排出量と吸収量の均衡を図り、温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」の目標を掲げるようになりました。日本も2020（令和2）年10月、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、脱炭素社会の実現に向けて取組を進めています。

このような国の動きを受け、全国各地の地方自治体においても、2050年までに区域からの温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増えています。

三重県は2019（令和元）年12月に「ミッションゼロ2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を、伊勢市は2022（令和4）年10月に「ゼロカーボンシティいせ」を表明しました。

【気候変動影響の「適応」に係る動向】

近年、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

温室効果ガスの排出抑制等を行い、地球温暖化の進行を食い止める「緩和」だけでなく、温室効果ガスの増加により既に現れている影響や中長期的に避けられない影響による被害を回避・軽減する「適応」を進めることが求められています。

緩和とは？ 原因を少なく 気候変動対策

適応とは？ 影響に備える

緩和策の例：節電・省エネ、エコカーの普及、再生可能エネルギーの活用、森林を増やす

適応策の例：感染症予防のため虫刺されに注意、熱中症予防、災害に備える、高温でも育つ農作物の品種開発や栽培、水利用の工夫

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

■ 緩和と適応 出典：環境省

まず、環境を取り巻く動向についてお伺いします。

※問 1～5 は、回答者自身のご意見をお答えください。

問 1 SDGs（持続可能な開発目標）について

あなたは、環境をとりまく動向のひとつである、「SDGs」について知っていましたか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。

1. 内容を知っていた
2. 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった
3. 聞いたことがなかった

問 2 「パリ協定」について

あなたは、環境をとりまく動向のひとつである、「パリ協定」について知っていましたか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。

1. 内容を知っていた
2. 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった
3. 聞いたことがなかった

問 3 「カーボンニュートラル」について

あなたは、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」について知っていましたか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。

1. 内容を知っていた
2. 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった
3. 聞いたことがなかった

問 4 「ゼロカーボンシティいせ」について

あなたは、伊勢市が市域の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティいせ」を表明したことについて知っていましたか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。

1. 内容を知っていた
2. 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった
3. 聞いたことがなかった

問 5 「適応策」について

あなたは、既に現れている気候変動の影響の被害を回避・軽減する取組である「適応策」について知っていましたか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。

1. 内容を知っていた
2. 内容はよく知らなかったが、聞いたことはあった
3. 聞いたことがなかった

次に、事業活動に関することについてお伺いします。

問6 環境保全の取組状況について

貴事業所では、事業活動（社会貢献活動を除く）に関して、以下にあげるような環境保全の取組を実施していますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1～4の中から1つ選んで○印をつけてください。

また、下記以外の取組や、貴事業所が取り組んでいる活動で特徴的なものがあれば、下欄にご記入ください。

	既に実施している	現在検討中である	今後取組む予定	特に考えていない
ア. 事業活動における地球温暖化防止への取組の実施	1	2	3	4
イ. 電気自動車等のエコカー※1 の導入	1	2	3	4
ウ. 太陽光発電などの再生可能エネルギーの設置	1	2	3	4
エ. エコマーク※2 品などの環境に配慮した技術・製品の開発	1	2	3	4
オ. 環境負荷の少ない原材料や部品の利用	1	2	3	4
カ. ごみ排出が少ない事業活動の実践	1	2	3	4
キ. リサイクル技術・製品の開発	1	2	3	4
ク. 環境保全型農業・林業の推進	1	2	3	4
ケ. 農地・森林の適正管理	1	2	3	4
コ. 良質で安全な農作物、林産物の生産と商品化	1	2	3	4
サ. 事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁などの防止の徹底	1	2	3	4
シ. 事業活動における騒音等の防止の徹底	1	2	3	4
ス. 職場における従業員への環境教育の実施	1	2	3	4
セ. M-EMS※3、ISO※4 等の環境マネジメントシステムの導入・取得	1	2	3	4

※1 二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）などの排出量が少なく、燃費もよい自動車。

※2 「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた様々な商品につけられる環境ラベル。

※3 M-EMS（ミームス）は、みえ・環境マネジメントシステム・スタンダードの愛称。費用や負担額が少なく、容易に取り組める三重県の環境マネジメントシステム認証制度。

※4 国際標準化機構のことを指す。ISOが制定した規格をISO規格といい、国際的に通用する規格となる。



上記以外の取組、貴事業所が取り組んでいる活動で特徴的なものがあれば、下欄にご記入ください。

問7. 環境保全に取り組むメリットについて

問6でいずれかの項目について「既の実施している」「現在検討中である」「今後取り組む予定」を選ばれた方にお伺いします。

貴事業所が環境保全に取り組むことで得られるメリットは何だと思えますか。次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 経費の節減につながる
2. 事業活動に対する地元住民の理解が得られる
3. 将来にわたって大きなビジネスチャンスとなる
4. 職場が活性化する
5. 社員の意識向上につながる
6. 事故の未然防止につながる
7. 企業・製品の知名度の向上につながる
8. 取引先からの要請に応えられる
9. SDGs・ESGなどの社会的責任を果たせる
10. その他（）
11. 特にメリットはない

問8 環境保全に取り組む上での課題について

貴事業所が環境保全に取り組む上で課題であると感じていることは何ですか。次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 環境保全に取り組むための資金が不足している
2. 環境保全に取り組むための人材（人手）が不足している
3. ノウハウが不足しており、技術的に困難である
4. 情報が不足している
5. 取引先や消費者の協力・理解が得られない
6. 社内の合意が得られない
7. 取り組むメリットが分からない
8. 専門的な相談先が分からない
9. 自社所有の建物ではないため、設備改修などが行えない
10. その他（）
11. 特にない

問9 「三重県地球温暖化対策推進条例」の認知度について

三重県では、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進するとともに、事業者及び県民の地球温暖化対策に対する意識を高め、自主的かつ積極的な取組を推進するため、平成25年12月に「三重県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

貴事業所は、この「三重県地球温暖化対策推進条例」をご存知ですか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。

1. どのようなものかよく知っている
2. 名前は聞いたことがある
3. 知らない

問10 「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく取組について

問9の認知度で「1. どのようなものかよく知っている」を選ばれた方にお伺いします。

貴事業所は、「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づき、何か取組を行っていますか。次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 「地球温暖化対策計画書^{※1}」の作成義務があり、計画書を作成している
2. 事業活動に伴う温室効果ガス排出量を把握している
3. 地球温暖化対策に係る目標や措置を定めている
4. 「事業者地球温暖化対策指針^{※2}」を確認・理解している
5. その他（）
6. 特に何も行っていない

※1「地球温暖化対策計画書」とは、温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等に作成・提出が義務づけられている、温室効果ガスの排出状況、温室効果ガスの排出抑制に係る目標及び措置その他の事業活動における地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書です。

※2「事業者地球温暖化対策指針」とは、知事が定め公表している、事業者がその事業活動における地球温暖化対策を行うために必要な事項に関する指針です。

次に、社会貢献活動に関することについてお伺いします。

問 11 環境保全の取組状況について

貴事業所では、社会的貢献や地域貢献活動に関して、以下にあげるような環境保全の取組を実施していますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を 1～4 の中から 1 つ選んで○印をつけてください。

また、下記以外の取組や、貴事業所が取り組んでいる活動で特徴的なものがあれば、下欄にご記入ください。

	既に実施している	現在検討中である	今後取り組む予定	特に考えていない
ア. 周辺の自然景観に配慮した事業活動の展開	1	2	3	4
イ. 清掃活動などの自然環境保全活動への参加協力	1	2	3	4
ウ. 地域における環境美化活動への参加協力	1	2	3	4
エ. 工場、事業所における緑地の確保	1	2	3	4
オ. 景観形成基準の遵守	1	2	3	4
カ. 地域の緑化活動等への支援	1	2	3	4
キ. 環境に配慮した事業活動等を題材とした環境学習の機会提供	1	2	3	4
ク. 環境技術等の情報提供・発信	1	2	3	4
ケ. 事業所としての環境保全活動の実践	1	2	3	4
コ. 地域等で行う環境保全活動への参加・協力	1	2	3	4



上記以外の取組、貴事業所が取り組んでいる活動で特徴的なものがあれば、下欄にご記入ください。

次に、伊勢市の環境に関する取組についてお伺いします。

問 14 伊勢市が重点的に取り組むべき施策について

貴事業者は、伊勢市の環境づくりに関する以下のような行政の取組について、どの程度重要であると思いますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1～5の中から1つ選んで○印をつけてください。

		重要である	やや重要である	あまり重要ではない	重要でない	わからない
地球 温暖化 対策	ア. 再生可能エネルギー導入の推進	1	2	3	4	5
	イ. 電気自動車等のエコカーの普及	1	2	3	4	5
	ウ. 省資源、省エネルギー対策の推進	1	2	3	4	5
3R ^{※1} 推進	エ. 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進	1	2	3	4	5
自然環境 保全	オ. 農地や森林の保全	1	2	3	4	5
	カ. 生物多様性の確保	1	2	3	4	5
	キ. 自然とのふれあいの増進	1	2	3	4	5
生活環境 保全	ク. 大気汚染対策の推進	1	2	3	4	5
	ケ. 自動車交通対策の推進	1	2	3	4	5
	コ. 川や海の水質保全	1	2	3	4	5
都市環境 保全	サ. 環境美化の推進	1	2	3	4	5
	シ. 住環境の向上	1	2	3	4	5
	ス. 景観に配慮したまちづくり	1	2	3	4	5
	セ. 公園、緑地の充実	1	2	3	4	5
	ソ. バリアフリー ^{※2} 、ユニバーサルデザイン ^{※3} の推進	1	2	3	4	5
環境教育・ その他	タ. 環境学習機会の充実	1	2	3	4	5
	チ. 環境に関する情報の提供・共有	1	2	3	4	5
	ツ. 伊勢の環境文化の保全と発信	1	2	3	4	5

※1 ごみの Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つのRの総称。

※2 障がい者や高齢者などの社会的弱者が社会に参加する上での障壁をなくすこと。

※3 すべての人が、文化・国籍や年齢などの違い、障がいの有無や能力差などを問わずに利用できることをめざした設備・製品などのデザインのこと。

問 19 公害関連法令の適用

貴事業所の公害関連法令に基づく規制の適用状況としてあてはまるものを、次の中からすべて選んで○印をつけてください。

1. 大気汚染防止法に基づく特定工場・事業場
2. 水質汚濁防止法に基づく特定工場・事業場
3. 騒音規制法に基づく特定工場・事業場
4. 振動規制法に基づく特定工場・事業場
5. 三重県公害防止条例に基づく指定工場・事業場
6. 公害関連法令に基づく指定は受けていない
7. その他（

）

その他、環境に関するご意見・ご感想がございましたら、下欄へ自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。